

柏原市希望型指名競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市が発注する建設工事の契約に係る希望型指名競争入札を行うにあたり、当該入札を適正かつ合理的に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において希望型指名競争入札（以下「希望型入札」という。）とは、次条に規定する電子入札で行うものとして指定した発注案件にあたり必要な条件を付して入札参加者を募り、入札参加資格を有する者の全てを当該入札に参加させる方式の競争入札をいう。

(希望型入札に付する建設工事)

第3条 希望型入札に付する建設工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設計価格（税込）が1,300千円を超え180,000千円未満の土木一式工事及び250,000千円未満の水道管工事
- (2) 設計価格（税込）が50,000千円未満の低耐荷力推進工法（圧入式以外）による推進工事又は鋼製管推進工法及び低耐荷力推進工法の推進工事
- (3) 設計価格（税込）が1,300千円を超え600,000千円未満の建築一式工事
- (4) 設計価格（税込）が1,300千円を超える舗装工事、電気工事、管工事、造園工事、とび土工、さく井

2 前項の規定にかかわらず、柏原市競争入札参加資格審査業者及び選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）が必要と認めた工事を対象案件とすることができる。

3 第1項に掲げる工事のうち、緊急工事、特殊工事その他特別な理由があると認める工事は、本入札の対象から除くことができる。

(希望型入札の参加資格)

第4条 希望型入札に参加する者に必要な資格及び等級区分は、対象工事ごとに次の各号に掲げる事項を考慮して業者選定委員会で定める。

- (1) 本市の入札参加有資格者名簿に登録されていること
- (2) 本市の指名停止又は回避の期間中でないこと
- (3) 対象工事に予定する建設業法第26条の規定に基づく必要な技術者及び現場代理人を配置できること
- (4) 前各号に掲げるほか、その他対象工事の入札について業者選定委員会において必要と認めた事項を満たすこと

2 この要綱に基づき希望型入札を行うにつき、柏原市建設工事請負業者選定要綱第6条及び別表1に掲げる格付表を準用し、業者選定基準については、柏原市建設工事請負業者選定要綱第10条に規定によるものとする。ただし、業者選定委員会の審査を経て、決定するものとする。

(希望型入札の公表の方法)

第5条 希望型入札の公表は、原則として毎月第2又は第3金曜日（その日が柏原市の休日に関する条例（平成元年柏原市条例第22号）第2条に規定する休日に当たるときは、その翌日以降で休日でない日）に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を入札参加申請期限まで、閲覧に供するものとする。

- (1) 入札に付す案件の名称、施行場所、契約予定期間及び概要
- (2) 入札に参加する者に必要な要件及び格付
- (3) 入札参加申請期間及び申請場所
- (4) 入札日時及び場所
- (5) 前項に掲げるほか、対象工事の契約に際し必要な事項

(閲覧場所)

第6条 前条に規定する閲覧は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 契約検査課のトップページへの掲載
- (3) 電子入札システムの公告

(希望型入札の参加申請及び資格審査)

第7条 希望型入札に参加しようとする者は、入札参加申請期間中に柏原市希望型指名競争入札参加申請書(別記様式)を提出しなければならない。

- 2 前項の申請書提出において、公表で入札参加資格に関する資料の提出を求めたときは、当該資料を添付しなければならない。
- 3 業者選定委員会は、公表に定めた資格要件等の項目に従い、希望型入札に参加申請した者についての資格審査を行うものとする。
- 4 前項の資格審査の結果を、入札参加申請者に通知するものとする。
- 5 電子入札システムによる対象案件については、柏原市電子入札運用基準に準用するものとする。

(入札に参加できない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、対象工事の入札に参加できない。

- (1) 入札参加申請の日から入札の日までの間において、柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱に基づき指名停止になった者
- (2) 入札参加申請期限までに申請しなかった者及び入札参加者として指名されなかった者
- (3) 暴力団員が経営する建設業又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業及びこれに準ずる者
- (4) 対象工事に予定する建設業法第26条の規定に基づく必要な技術者及び現場代理人を配置できない者
- (5) 市内・準市内業者においては、手持ち工事件数が事業所に関係なく同時期工事の総受注件数が2件を超えている者。市外業者においては、事業所に関係なく同時期工事の総受注件数が1件を超えている者。
- (6) 前各号のほか、業者選定委員会において入札に参加することが適当でないと認める者
- (7) 入札時において、内訳明細書を提出しない者

(本入札の中止等)

第9条 本入札に付す場合において、入札に参加する者が1者のときは、案件工事に係る本入札を中止するものとし、直ちにその旨を入札申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定に基づき案件工事に係る本入札を中止した場合は、指名競争入札によることができる。

(1者入札の特例)

第9条の2 1者入札となった場合の取扱いは前条定めるとおりとする。ただし、入札方法が電子入札及び郵便入札の場合において、中止となった案件内容を勘案し、再度入札に付しても入札参加対象業者を入れ替えることができない案件については、この限りではなく、その入札を有効とできるものとする。

(設計図書等)

第10条 本入札に係る設計図書等を購入した場合は、入札の結果にかかわらず、入札参加申請者の負担とする。また、入札参加資格の有無又は事後審査の結果にかかわらず、代金の返金はしない。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、柏原市競争入札参加資格審査業者選定委員会の審議を経て別に定めるものとする。

(準用)

第12条 この要綱の規定は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長の権限に属する入札及び契約に準用する。

- 2 この要綱の規定は、病院事業管理者の権限に属する入札及び契約に準用する。この場合において、「市長」とあるのは「病院事業管理者」と読み替える。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。